

(写)

令和8年3月19日

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長 野村 知司 様

社会福祉法人全国社会福祉協議会

全国社会就労センター協議会

会長 叶 義文

令和8年度における臨時応急的な見直しに係る申し入れ

令和8年2月18日に公表された「令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について」において、『就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し』を含む令和8年度における臨時応急的な見直し内容が示されました。

本件については、令和7年12月22日に「自治体による指定の結果責任を期中の報酬見直しで事業者が被ることへの疑問」と「総費用額の伸びの抑制は不適切な運営を行う事業者への対応をもって図られるべきこと」を申し入れました。

今般示された令和8年度における臨時応急的な見直しについて、下記のとおり申し入れいたします。

1. 今般の臨時応急的な見直しを前例にしないでください

今般の臨時応急的な見直しの背景は、事業所数の増加や不適切な運営を行う事業者による総費用額の伸びにあると考えています。今般の見直しについては、適切な運営を行う事業者にマイナスの影響を与えるものであり、到底納得できるものではありません。

今般の臨時応急的な見直しを前例とすることなく、「自治体による指定の在り方」や「制度理念に反する不適切な運営を行う事業者への対応」を徹底することによって、二度と今般のような見直しを行わないように強く求めます。

2. 臨時応急的な見直しに係る適用期間を明確にしてください

『応急的な報酬単価の特例』は“令和9年度報酬改定までの間”と適用期間が明確にされている一方で、『就労移行支援体制加算の見直し』『就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し』の適用期間は明確にされていません。

『就労移行支援体制加算の見直し』『就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し』の適用期間も“令和9年度報酬改定までの間”と明確にしてください。

3. 今般の『就労継続支援B型の基本報酬区分の基準』を令和9年度報酬改定の前提にしないでください

『就労移行支援体制加算の見直し』には“令和9年度報酬改定に向けて、就労移行支援体制加算のあり方について改めて議論する”ことが明記されている一方で、『就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し』には明記されていません。

『就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し』についても、今般の見直しを前提とすることなく、令和9年度報酬改定に向けては、令和6年度報酬改定における本来の趣旨を踏まえ、実態を適正に反映させたうえで、議論を進めてください（下記「令和9年度報酬改定に向けた議論で考慮いただきたい事項」をご参照ください）。

〔令和9年度報酬改定に向けた議論で考慮いただきたい事項〕

- ① 就労継続支援B型における平均工賃月額の新算定式への見直しは、旧算定式の課題（利用回数が少ない利用者の影響が実態よりも大きくなる”、“退所者の工賃額が事業所全体の平均工賃月額に大きく影響する”等）を踏まえた適正なものであったこと。
- ② （①を前提として）新算定式の提案意図と異なる算定が行われる事例（“延べ利用者数が極端に少ない”、“開所日数が利用者の支給決定量を著しく超える”等）を踏まえて、運用上の見直しを検討すること。
- ③ （②の見直しを前提として）今般の引き上げ幅（3,000円）をベースにせず、運用上の見直し後の新算定式により令和6年度報酬改定の影響を再評価し、改めて適正な基本報酬区分を検討すること。

〔参考資料〕

- ・ 障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等
〔令和7年12月4日障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（第49回）〕
- ・ 就労継続支援B型等の基本報酬見直し等について〔令和7年12月22日〕